# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第594号)

平成21年7月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成21年4月6日港湾港第6号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」の開示請求を却下 とした決定は、妥当である。

#### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、対象行政文書を「横浜市港湾施設使用条例、横浜市港湾施設使用条例施行規則及び横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示」(以下「本件申立文書」という。)と特定した上で平成21年3月2日付で行った開示請求却下決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

# 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第17条第3項に該当し、情報公開条例を適用しない文書であるため却下としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市の港湾施設に関する規定については、横浜市港湾施設使用条例(昭和24年9月横浜市条例第49号。以下「港湾施設使用条例」という。)、同施行規則(昭和26年2月横浜市規則第3号。以下「施行規則」という。)及び同条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示(昭和43年5月横浜市告示第94号。以下「港湾施設の告示」という。)により規定されており、これらが登載されている横浜市例規集が対象行政文書である。
- (2) ふ頭用地については横浜市が管理する港湾施設であるところ、横浜市が管理する 港湾施設については、港湾施設使用条例等により定められており、これらは横浜市 例規集に登載されている。横浜市例規集については、市民情報センターに配架し、 市民の方々に閲覧していただくことができることから、情報公開条例第17条第3項 の規定により、同条例が適用されないため、却下とした。

### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張し

ている本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、ふ頭用地を港湾施設とした具体的な法律根拠が存在するのであれば、その法律条文を理由とした開示却下処分を、存在しないのであれば、不存在を理由とした非開示処分を求めるものである。
- (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に定める港湾施設には、ふ頭用地という名称の港湾施設は存在しない。ふ頭用地は、港湾施設使用条例第2条にいう「これらに準ずる施設」と判断される。同条第2項では「港湾施設の設置について必要な事項は、市長が告示する。」とされているが、港湾施設の告示には、ふ頭用地という名称の港湾施設はない。
- (3) 港湾法第12条第5項では、港湾管理者の業務として、「国土交通省令で定めるところにより、その管理する港湾施設の概要を公示しなければならない。」とされている。市は、ふ頭用地について、港湾施設使用条例で定めた、港湾施設とするために必要な告示だけでなく、港湾法で定められた、管理する港湾施設としての公示も行っていないことになる。
- (4) 港湾施設使用条例では、ふ頭用地という名称の港湾施設の定義は行われていない。 なお、同条例第12条第1項では、「港湾施設・・・の使用の許可を受けた者は、次 の各号に掲げる額・・・の使用料を納付しなければならない。」とし、「(5) ふ頭 用地使用料」を定めているが、これはふ頭用地という港湾施設が存在するなら成り 立つ規定であり、逆にこれらの規定をもってふ頭用地という港湾施設が存在する具 体的な法律根拠とはなり得えない。
- (5) 実施機関の処分理由説明では、「ふ頭用地については横浜市が管理する港湾施設であるところ」とされているが、申立人が開示を求めているのは、その根拠である。
- (6) 昭和49年9月14日横浜市告示第246号による、港湾施設の告示を一部改正する告示を見ると、当時の港湾施設の告示の中には、ふ頭用地という港湾施設が存在している。しかし、本件異議申立ての時点では、港湾施設の告示の中に、ふ頭用地という港湾施設はない。いつの時点からか明らかでないが、ふ頭用地という港湾施設は廃止され、港湾施設の告示から削除されたと考えられる。したがって、本件請求に対して実施機関は、ふ頭用地という名称の港湾施設を削除した告示を記載し、該当文書なしとして非開示の措置を行うのが適当であると考える。

# 5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求は、「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」の開示を求めた ものである。実施機関は、本件請求に係る行政文書として本件申立文書を特定した が、これに対し申立人は、本件申立文書は本件請求に係る行政文書には該当しない として、文書特定の誤りを主張しているので、以下この点につき検討する。

- (2) 本件処分における文書特定の妥当性について
  - ア 実施機関は、本件申立文書が本件請求に係る行政文書であると主張しているため、当審査会では、平成21年6月19日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。
    - (ア) 港湾施設使用条例第9条第1項では、「港湾施設の使用は、専用使用、定期 使用及び一般使用に区分する。」と規定しており、施行規則第2条の2第1項 第1号では、専用使用に係る港湾施設として「ふ頭用地」を挙げている。
  - (イ) また、港湾施設の使用許可について、港湾施設使用条例第3条では、「港湾施設を使用し、又は利用しようとする者は、市長・・・の許可を受けなければならない。」と規定し、許可の手続については、施行規則第3条第1項第3号において、専用使用許可の申請書を市長に提出しなければならない施設として「ふ頭用地」を挙げている。
  - (ウ) また、港湾施設の使用許可に伴う使用料については、港湾施設使用条例第12条第1項第5号において、「ふ頭用地使用料」として、地区並びにコンテナターミナル用地、在来貨物ターミナル用地、舗装地及び未舗装地の種別ごとに使用料の額を定めており、これらは、すべて港湾施設の告示に含まれる用地の使用料である。
  - (I) これらの規定から、ふ頭用地が港湾施設であることが明らかとなるため、本件申立文書が、ふ頭用地を港湾施設としている根拠である。
  - (1) なお、申立人が主張する告示の変遷については、昭和56年3月5日付け告示により、ふ頭用地の表を現行の「港湾施設用地(港湾局管理用地)」の表に改めたものである。当時の決裁文書等が廃棄済みであるため、表を改めた理由は明らかでないものの、上記のとおり、ふ頭用地は、現在でも、告示された港湾施設のうち専用使用許可に係る用地を指すものである。
  - イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件処分において実施機関は、「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」の開示を求める本件請求に対し、上記アのように、ふ頭用地を港湾施設とし

ている根拠は本件申立文書であるとの認識に基づき、本件申立文書を特定したものということができる。また、他に本件申立文書として特定すべき文書が存在するといえる事情も見当たらない。そのため、実施機関が、上記のような自らの認識に基づき、本件申立文書を本件請求に係る対象文書として特定したことが、情報公開制度の趣旨に鑑みて不適切であったとまではいえず、申立人が主張するように、対象文書が存在しないとして非開示決定をすべきであったということはできない。

なお、本件処分の開示請求却下通知書では、本件申立文書は横浜市例規集に掲載されている等の理由により、情報公開条例第17条第3項に規定する条例適用外の資料に該当するとの説明が記載されている。しかし、開示請求者が、本件申立文書のような条例等の規定から、該当する条項を自ら探索するのは難しい場合もあると思われるので、実施機関は、このような決定の際には、対象行政文書中のどの条項を参照すべきかについても付記することが望ましいと考える。

# (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定した上で、当該文書が、情報公開条例第17条第3項に規定する、情報公開条例を適用しないものであるため開示請求却下とした決定は、妥当である。

### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

# 《参考》

# 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成21年4月6日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成21年4月9日 (第143回第一部会) 平成21年4月15日 (第146回第二部会)	・諮問の報告
平成21年4月17日 (第78回第三部会)	<ul><li>・諮問の報告</li><li>・審議</li></ul>
平成21年4月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年5月15日 (第79回第三部会)	・審議
平成21年6月19日 (第81回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年7月3日 (第82回第三部会)	・審議